

真岡西中学校 生徒心得

この「生徒心得」は、本校の生徒が健康で安全な学校生活を送っていくための基本的な行動様式を示したもので、本校の生徒が生活していくひとつのよりどころとなるものであり、教師の指導の基準となるものです。

I 登下校について

- 1 生徒は、始業時刻5分前までに登校する。8時00分のチャイムまでに教室で着席できない生徒は遅刻とする。学年主任・無担の職員は正門・昇降口・各廊下で、担任は各教室で指導を行う。
- 2 欠席及び遅刻する場合には、始業前に、保護者が学校に連絡する。遅刻して登校した場合、直ちに職員室に登校した旨を申し出る。遅刻を繰り返す生徒については学年が中心となって指導を行い、場合によっては保護者に連絡して、改善を促す。
- 3 早退する場合には、担任にその理由を述べて、必ず許可を受け、帰宅後に帰着の連絡をする。また、早退や授業の見学が事前に分かっている場合には、担任・担当教師に申し出る。学校での生活時間は帰りの会終了時刻とし、それ以前に帰宅等した場合は早退とする。理由がある場合でも必ず教員が保護者に確認する。
- 4 決められた服装で登下校する。(IVの「服装について」の項参照)
- 5 決められた通学路を通り、交通規則を厳守する。(VIIIの「交通関係について」の項参照)
- 6 下校時刻を厳守する。下校完了時刻（校門を通過する時間）は以下の通りとする。

4月～7月	…18：00	9月（1，2週）	…18：00
9月（3，4週）	…17：45	10月（1，2週）	…17：30
10月（3，4週）	…17：15	11月（1，2週）	…17：00
11月（3，4週）	…16：45	12月	…16：30
1月	…16：45	2月（1，2週）	…17：00
2月（3，4週）	…17：15	3月（卒業式まで）	…17：30
3月（卒業式以降）	…17：45		

- 7 自転車通学者は通学かばんを背負う。日没後に下校する場合には、自転車のライトを点灯する。かばんの上にリュック等を背負うことは、反射材が隠れてしまうため禁止とする。
- 8 通常の授業が1時間もある場合は、かばんを持参しての登校とし、サブバッグのみの登校は認めない。行事などで授業がなく、学校が認めた場合はその限りではない。

II 校内生活について

- 1 登校後は、下校時まで無断で学校の外に出ない。やむを得ず出る場合は、必ず教師の許可を受ける。
- 2 原則として、チャイムは鳴らないため、生徒は時計を見て行動する。ただし、始業時刻・5校時開始5分前・定期テスト時は鳴る。
- 3 授業以外の場面や、教師の許可無く他の教室には入らない。ベランダには清掃時以外出ない。
- 4 体育館・武道館では遊ばない。昼休みの解放は行わない。校庭での遊び、図書室・教室での読書を奨励する。
- 5 清掃は、運動着を着用して、責任をもって分担区を行う。詳細は「清掃の仕方」を参照する。
- 6 部活動は無断で休まない。休む場合には、必ず顧問に申し出て許可を受ける。
- 7 公共物に落書きをしたり、壊したりすることのないようにする。
- 8 公共物を傷つけたり壊したりした場合には、速やかに教師に申し出る。破損させたものは、原則として弁償する。
 - (1) 授業中の場合
教科担任が生徒とともに直接教頭に申し出る。その後、学級担任とも連絡を取り合う。生徒は、学級担任にも申し出る。
 - (2) その他の場合
学級担任、顧問等が学年主任に連絡し、教頭に伝える。

III 校外生活について

- 1 外出する場合には、行き先・用件・帰宅時刻等を必ず保護者に伝える。
- 2 日没後の外出はしない。やむを得ない場合は保護者同伴とする。
- 3 生徒だけで地区外（真岡市の外）に出る場合には、保護者の同意を得る。
- 4 知らない人の車には、絶対に乗らない。
- 5 友人宅への外泊は厳禁とする。

IV 服装について

- 1 真岡西中学校指定の制服を着用する。ボタンは、真岡西中学校指定のものとする。
- 2 午前中は制服で過ごすことを原則とする。ただし、実技教科等で先生から指示があった場合には午前中からジャージに着替えてよい。1校時の場合は朝の会終了後、素早く着替える。
- 3 午後はジャージで過ごしてよい。放課後の清掃に備えて、昼休みに着替える。
- 4 雨天時は、自転車通学者のジャージ登校を認める。登校後、朝の会までに制服に着替える。
- 5 学校が認めた場合はジャージ登校でもよい。
- 6 制服着用時、名札は見えるように付ける。（左胸のポケット口）。登下校時は防犯上の理由で名札を外すように促すが、名札を外すのは個人の判断とする。
- 7 下校はジャージでもよい。

8 制服については下記の通りとする。

① 冬期 (原則として西輝が丘祭準備期間～4月第2週)

◇制服 (スラックス)

- ・紺色三つボタンブレザー ・チェック柄ズボン ・黒・紺・濃茶色ベルト
- ・白色ワイシャツ (第1ボタン・袖のボタンもきちんととめる)
- ・ネクタイまたはリボン (緑系ストライプ柄) ・セーター・ベスト (必要に応じて)

◇制服 (スカート)

- ・紺色三つボタンブレザー ・チェック柄スカート
- ・(必要に応じて) サスペンダー
- ・白色ワイシャツ ・リボンまたはネクタイ (緑系ストライプ柄)
- ・セーター・ベスト (必要に応じて)

② 夏期 (原則として4月第3週～西輝が丘祭準備期間前日)

◇ 制服 (スラックス)

- ・半袖、長袖の白ワイシャツ (ネクタイなし) または白無地ポロシャツ
ワイシャツの第1ボタンはとめなくてもよい。
長袖の場合、袖のボタンはとめる。
- ・ズボン (冬服と同じ柄) ・黒・紺・濃茶色ベルト
- ・ベスト (必要に応じて) ・ネクタイまたはリボン (冬服と同じ柄。付けなくてもよい)

◇ 制服 (スカート)

- ・半袖、長袖の白のワイシャツ (リボンなし) または白無地ポロシャツ
ワイシャツの第1ボタンはとめなくてもよい。
長袖の場合、袖のボタンはとめる。・スカート (冬服と同じ柄)
- ・ベスト (必要に応じて) ・リボンまたはネクタイ (冬服と同じ柄。付けなくてもよい)

9 スカートの長さは膝にかかる程度とする。(膝がすべて隠れる長さ)

10 儀式的行事 (卒業式他) では、スカート着用者は黒のストッキングを着用する。

11 制服、ジャージともに腰パンをしない。

12 セーター・ベストを着用する場合は、本校推奨品または紺・無彩色 (黒・濃いグレー・白) 単一色のものとする。また、セーターはVネックのものとする。ブレザーを着用しない場合も名札が見えるようにする。

13 ソックスは、白、黒、紺、グレーの単一色とし、くるぶしが完全に隠れる丈のものとする。ワンポイントの装飾やラインは可。ローカットは禁止。女子がストッキングを着用する場合は、黒色とする。

14 ソックスの長さはくるぶしを完全に超えゆとりのある丈 (アンクル・ルーズソックスは禁止) とする。女子のストッキングは、ニーハイソックスを可とするが、股までしっかり隠れるものとし、儀式的な行事の際は着用しない。

15 冬季、登下校の際は、防寒着として、本校指定のコートまたは部活動で認められたウインドブレーカー等を着用してもよい。部活動に所属していない生徒は許可を受けたウインドブレーカーを着用する。ただし、華美なものは禁止とする。

- 16 ネックレス・ペンダント・ピアス・ミサンガ等の装身具は、すべて禁止とする。
- 17 時間や活動内容によっては制限を加えることがある。

V かばんについて

- 1 通学かばんは本校指定のかばん（反射テープ付き）とする。
- 2 通学かばん以外に、サブバッグを使用してもよい。ただし、自転車のかごから少しでも出てしまうものについては、必ずゴムひもで荷台にしばるものとする。
- 3 バッグ等にアクセサリーやお守り等を付ける場合、1個にする。握りこぶし程度までの大きさとする。鈴などの音が出るものは、周囲の人の迷惑にならないようにする。
- 4 かばんに落書きをしたり、着色、シールを貼ったりしない。

VI 靴について

- 1 通学用は、白または黒を基調とした運動靴とする。白地に黒ライン、黒地に白ラインも可とする。生徒用靴箱にきちんと収納できるものとする。
- 2 上履き・体育館シューズは、本校指定のものとする。

VII 頭髪について

- 1 学習を第一に考え、常に清潔感を保ち中学生としてふさわしい髪型とする。これは生徒会の申し合わせによるものである。
- 2 パーマ類はすべて禁止とする。
- 3 故意の脱色や着色などの奇抜な髪型は禁止とする。判断が難しい場合、教職員と生徒会が主体となって協議する。
- 4 寝ぐせ直しにアイロンを使用しても良いが、過度に使用して髪の毛が変色したり、髪の毛を巻いたりしない。
- 5 ヘアワックスなどの整髪料は使用して良いが、自然な仕上がりとし、無香料のものとする。整髪料の校内への持ち込みは禁止とする。
- 6 髪の長さは以下の通りとする。
 - ・前……………目にかかるない程度
 - ・横……………横髪をたらさない。
前に落ちないようピンで留める。肩に重なる長さは指導対象となる。
- 7 眉毛の過度な変形は禁止とする。

VII 交通関係について

- 1 保護者からの申請があれば、原則として全員に自転車通学を認める。以下の規定に該当する、中学生の通学用自転車としてふさわしいものを使用する。(メーカーでは通称“シルバー”を通学仕様として大量生産している。) 3年間故障なく安全に乗れるものが基本となる。
 - ・ハンドルはセミアップまたはストレートタイプとし、変形ハンドルは認めない。
 - ・カバンやバッグを乗せるために、後ろは荷台付き、ゴム紐を必ず用意する。
 - ・夜間走行のためのライトの装備があること。
 - ・スタンドは鳥居型（両立）スタンドとすること。
 - ・購入した自転車の改造は一切しないこと。
 - ・電動（ハイブリッド）自転車は認めない。
 - ・『自転車総合保険』等に加入すること。（栃木県は加入が義務化されている）

※詳細で迷ったら具体物（広告掲載や写真）を持参して来校してもらう。
- 2 ヘルメットは頭部の安全を第一に考え、必ず安全に着用すること。自転車を押している場合もヘルメットはかぶることとする。また、2人乗り・傘さし運転・並進などの危険運転は絶対に行わない。
- 3 ヘルメットの色は白を推奨する。小学校で使用したものを持続使用してもよい。
- 4 雨合羽は安全面を考えて白色系を推奨する。反射テープ等の付いているものとし、原則としてズボン型とする。
- 5 決められた通学路を、交通ルールを守って登下校する。西高間木・高勢町に住む生徒が県道47号（石橋街道）を横断する際は、西高間木歩道橋を、自転車を押して渡る。
- 6 下校時（夕方）はライトを点灯する。通学かばんを背負って下校する。
- 7 自転車の前のかごに入れてもよい荷物は、かごからはみ出さない程度の大きさまでとする。はみ出すときには荷台に紐で結ぶ。
- 8 自転車を新しく購入した場合は担任に申し出て、交通係の点検を受けた後、自転車ステッカーを貼る。新しい自転車ステッカーは各学年の職員が保管する。
- 9 自転車は各自で責任をもって管理する。自転車を置いて帰宅する場合は、自転車を昇降口に置く。
- 10 自転車に乗る場合は、原則として自転車通行帯を走行し歩道は走らない。安全上必要があるときや、自転車通行可の標識がある場合はその限りではない。
- 11 交通ルール、交通マナーを守り、地域の方に迷惑をかけない安全な乗り方をする。
- 12 事故の危険性が高いため、カワチ薬品真岡西店前の交差点を横断するときは、必ず自転車を押して渡る。
- 13 以下の道路は、事故の危険性が高いため、通行禁止とする。ただし、特別に許可を得た場合はその限りではない。
 - (1) 太子堂公園（亀山1丁目）南側の変則十字路
 - (2) TSUTAYA 真岡店南脇の坂道道路
 - (3) 真岡西中学校正門から亀山方面に続く道路
 - (4) 天八店舗前の東側道路
 - (5) タイヤ＆ホイール南側、天八専用駐車場脇の道路
 - (6) トヨタカローラ真岡店東側道路

- (7) 元気寿司真岡店、コジマ×ピックカメラ真岡店前の横断歩道
- (8) カナイソーラー発電所（西高間木）のソーラーパネル脇の林道
- (9) 大橋整形外科西側の横断歩道

IX その他

- 1 朝会は、開始時刻の5分前に集合し整列する。
- 2 通学用自転車の改造・落書き等は一切禁止とする。従わない場合には、通学での使用を認めない。
従わないときには、保護者へ連絡し学校で一時預かりとする。
- 3 休日等の部活動に参加する場合には、学校指定のジャージか部指定の運動着やユニフォームで登下校してもよい。私服による登下校はしない。
- 4 必要以外の金銭・ゲーム類、携帯電話等学校生活に不要なものは持参しない。
- 5 規律正しい学校生活を送るよう心がける。
- 6 寒さが厳しくなる11月から4月までは、教室でのウインドブレーカー着用とブランケット(膝掛け)使用を認める。膝掛けは65cm×90cm程度のものとして、派手な模様、肩にかける、腰に巻く、投げて遊ぶ、貸し借りは禁止とする。
- 7 卒業生、有職・無職少年との交際については、十分に気を付ける。教職員は実態を把握して、学年を中心に保護者への連絡、本人への指導等慎重に対応する。
- 8 職員室入室の際は適度な声量で挨拶する。関係職員が不在のときには近くの職員に用件を告げる。
入室時はかばん・バッグ等を持ちこまない。
- 9 印刷室の事務機器（コピー機）や職員室のパソコンに触れない。必要がある場合は、教職員が操作する。
- 10 生徒が鍵を借りる際は教職員に申し出る。使用後は必ず返す。
- 11 登下校時の階段は、1・3年生は東階段、2年生は中央階段を使用する。ただし、必ず年度始めに教職員で協議してから決定する。
- 12 上履きを忘れた生徒は担任（学年）から貸し出し用サンダルを借りる。借りた生徒は、必ずその日のうちに返却する。手順は以下の通りとする。
 - ・借りる場合
職員室に申し出た後、ファイルに期日・氏名・サンダル番号を記入の後、教職員のサインをもらう。
 - ・返却する場合
職員室に申し出た後、ファイルに返却した日を記入し、教職員のサインをもらう。
- 13 ネクタイ、リボンを忘れた生徒は担任（学年）から貸し出し用ネクタイ、リボンを借りる。借りた生徒は必ずその日の内に返却する。手順は上履き同様である。
- 14 その他、運動着なども必要に応じて貸し出しが、一人の生徒には複数枚貸し出さない。また、すみやかに洗濯、返却する。
- 15 特別な事情があって、上記心得に反してしまう場合には、担任（学年）と保護者で相談し、許可証をもって申請し、許可を得てから決められた条件の下、良識ある対応をする。